

議 事 録

※用語の定義

条例：寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

規則：寒川町指定管理者選定委員会規則

会議名	令和2年度 第3回寒川町指定管理者選定委員会会議		
開催日時	令和2年10月30日（金）【午前の部】 午前10時～午後12時25分 【午後の部】 午後2時～午後4時35分		
開催場所	寒川町役場本庁舎2階 災害対策本部室		
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	《出席委員》		
	学識経験者 [条例第 12 条第 3 項第 1 号]		
	企業経営に識見を有する者 [規則第 2 条第 1 項第 1 号]		
	公認会計士		
	社会保険労務士		
	行政運営に識見を有する者 [規則第 2 条第 1 項第 2 号]		
	神奈川大学法学部教授		
	寒川町まちづくり推進会議の代表		
	町職員 [条例第 12 条第 3 項第 2 号、規則第 4 条第 2 項]		
	畑村副町長（委員長）		
	深澤企画部長（副委員長）		
	野崎総務部長		
	伊藤健康子ども部長（パンプトラックさむかわ、田端スポーツ公園、寒川町営プールの所管部長）		
	黒木都市建設部長（寒川総合体育館の所管部長）		
	※午前の部のみ		
《対象施設の職員》			
【パンプトラックさむかわ、田端スポーツ公園、寒川町営プール】			
亀井正人（健康・スポーツ課長）、門脇崇（同副主幹）			
【寒川総合体育館】			
畠山学（都市計画課長）			
《事務局職員》企画政策課			
高橋陽一（課長）、山下道治（主査）、赤崎平（主任主事）、			
原明（主任主事）			
議 題	(1) 指定管理者候補者の選定に係るプレゼンテーションの実施 【午前の部①】 寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわ 【午前の部②】 田端スポーツ公園 【午後の部】 寒川町営プール (2) その他		
決定事項	条例第4条第2項の諮問に対する答申(委員会としての審査結果)の確定		
公開又は非公開の別	非公開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	委員の率直な意見の交換及び意思決定の中立性を確保するため [規則第7条]

議事の経過	○開会 ○議題 (1) 指定管理者候補者の選定に係るプレゼンテーションの実施 【午前の部①】寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわ (委員長) 本日は午前の部、午後の部と別れておりますが、まず午前の部として、 「寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわの指定管理者候補者の選定に係る審査について」ということで、当該施設の候補者選定に関する審査に入りたいと思います。当該施設につきましては、1 団体のみの応募でありました。したがって、前回、第 2 回と同様に規則の第 10 条「この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。」という委任規定に基づきまして、審査方法について決定をしたいと思います。 それではまず、事務局より審査方法についての提案をお願いします。 (事務局) それでは、審査方法につきまして、事務局の考えを説明させていただきます。まず、プレゼンテーションの流れにつきましては、本日も前回同様に、20 分間のプレゼンテーションと 10 分程度の質疑を行い、その後に審査を行うという形でお願いしたいと思います。審査方法につきましては、「シンコースポーツ寒川アリーナ（寒川総合体育館）及びパンプトラックさむかわ」の審査基準に基づき、お手元にお配りいたしております採点表を用いまして、5 段階評価で採点を行うという方式でお願いしたいと思います。審査項目は全部で 26 項目ありまして、合計得点は 1 人あたり 200 点満点になります。公募による募集、かつ複数団体から応募があれば、各応募団体の総合点により順位をつけ、最も得点が高い団体を候補者とするところですが、今回は 1 団体のみの応募しかなかったため、総合得点にボーダーラインを設け、それを上回ることにより候補者として選定するという方式で審査をお願いできればと、事務局としましては考えてございます。委員 9 名の総合得点として、1,800 点を満点とし、ボーダーラインとしては、各項目において、5 段階評価の標準点である 3 点を獲得したとして計算した 1 人あたりの合計点 120 点に、委員 9 名を乗じた 1,080 点、この 1,080 点をボーダーラインとし、その点数を超えた場合には、候補者とする形をとらせていただければと考えてございます。 事務局からの提案は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。 (委員長) ただいまの事務局の説明に対し、何かご意見等ございますか。 (委員長) 特にご意見等がなければ、事務局の提案のとおりとしてよろしいでしょうか。 <委員同意> (委員長) それでは、標準点である 3 点の総合得点をボーダーラインとする方法で審査を進めることといたします。 (委員長) 次に、プレゼンテーションに入る前に、審査にあたりまして、指定管理者選定にあたっての対象施設に関する町の考え方、方針、審査にあたってのポイント等について、説明を聞きたいと思います。本日は、対象施設の所管である都市計画課長及び健康・スポーツ課長が出席しておりますので、説明をお願いします。 (畠山課長) 都市計画課の畠山と申します。よろしくお願いいたします。私からは寒川総合体育館の概要及び審査基準について説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。
-------	--

まず、総合体育館の概要でございます。開館日及び開館時間につきましては、毎月第4月曜日及び12月29日から1月3日を除いた午前9時から午後9時まで。館内の施設でございますが、主たる体育館につきましては、鉄筋、重鉄骨造で階数は地上4階、地下1階となっております、延べ床面積は1万25.75平方メートルでございます。貸室といたしましては、メインアリーナ、サブアリーナ、多目的室、トレーニングルーム、会議室、喫茶室、武道場、弓道場、スポーツサウナ等がございます。また、付属の倉庫につきましても、鉄筋、一部鉄骨造で、面積は62.5平方メートルでございます。その他鉄筋造のトイレが2か所ございまして、それぞれ面積が59.07平方メートル、63平方メートルとなっております。利用状況でございます。ここ数年につきましては、右肩上がりの利用者数の増加と共に、各施設の稼働率も非常に高く、平成30年度年間利用者数は26万5,902人で行いました。しかしながら、今年の3月から6月中旬においては、新型コロナウイルスの影響による休館で、利用者数が少なくなる事態となりましたが、現在は利用制限の中、徐々にではございますが利用者の増加が見られるところでございます。つづきまして、審査基準についてでございます。審査につきましては、項目のすべてが指定管理者選定に関して重要な項目ではございますが、中でも特に重視したい項目について述べさせていただきます。まず、大項目としまして、(1)としまして、事業計画の内容が当該施設の設置目的を効果的に達成できるか、につきましては、(1)の当該施設の目的を適切に理解できているか、(2)の当該施設の管理運営に適切な運営方針が示されているか、(3)サービスの向上に意欲的に取り組む姿勢があるか、(4)他に無い斬新で魅力的な事業内容が提案されているかにつきまして。大項目3の管理運営を安定して行う能力を有していることにつきましては、(5)の団体の経営基盤が安定しており、管理運営を継続的かつ安定して行うことが可能か、について。大項目5の地域の活性化につながるものであること、につきましては、(2)の地域経済の活性化につながる計画になっているか、について。大項目7、施設の特長に沿った内容となっているか、につきましては、(2)自主事業の考え方及び実施計画は地域の特性にあった提案か及び(3)体育館利用の考え方は具体的で実現可能な提案かについて、でございます。そして大項目8の実績や経験などにつきましては、(1)に記載されております同様、類似の業務の実績を有しており、成果をあげているか、についてでございます。この項目につきましては、昨年度発生しました大規模な避難所としての利用であったり、現在も続きます新型コロナウイルスへの対応の実績もポイントであると考えてございます。説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

(亀井課長) 続きまして、パンプトラックさむかわを所管しております健康・スポーツ課長の亀井でございます。それでは、パンプトラックさむかわの施設の概要と審査基準について、説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。パンプトラックさむかわは、BMXをはじめとしたホイールスポーツの普及、また、それをきっかけにより多くの町民が気軽に楽しめる身近な自転車等によるスポーツの推進、さらには交流人口の増加による地域の活性化を図る目的の施設として、平成30年10月にオープンした施設です。所在地は、寒川町宮山275番地で、さむかわ中央公園内に位置しており、敷地面積は、1,200㎡となっております。施設としては、全長35.7mのスピードリンクと全長104.1mのグランプリという2つのモジュラーパンプトラックを設置しており、個人及び専用しての利用ができ、どちらとも有料となっております。また、夜間の防犯のため、防犯カメラを設置しております。供用期間は、1月4日から12月

28日までで、毎月第2・第4月曜日と休日の翌日を休場日としております。供用時間は、開始時間が午前9時、終了時間については、1月が、午後4時、2月から3月が、午後5時、6月から7月が、午後7時、9月から10月が、午後5時、そして11月から12月が、午後4時と、照明設備が無いため、季節により日没に合わせ、供用時間を変えて運用しています。施設の利用状況につきましては、平成30年度が2,363人、令和元年度においては、3,867人の方にご利用いただいております。続いて、審査基準についてご説明いたします。審査項目は、大きく8項目に分かれ、その詳細基準の中で、標準的な項目については、5点満点、重要な項目については、倍の得点の10点満点として設定しており、合計点は200点満点となっております。それでは、重要な項目の具体的な内容について、あげさせていただきます。大きな項目1では、(1)「当該施設の目的の理解度」、(2)「運営管理の取り組み方針」、そして(3)「サービス向上への姿勢」の3項目を。大きな項目2では、(2)「管理運営経費の縮減」の1項目、大きな項目3では、(1)「専門的な知識と人材の確保」、(2)「町民ニーズの把握」、(3)「緊急時の体制と対策」、(5)「経営基盤の安定」の4項目を。大きな項目5では、(2)「地域経済の活性化につながる計画か」の1項目、大きな項目6では、(1)「利用者の立場になっているか」の1項目、大きな項目7では、(1)「町民のスポーツを普及できるか」、(2)「自主事業の地域性」、(3)「利用促進の考え方」の3項目を。そして最後の大きな項目8では、「業務実績」を重要な審査項目としております。以上で「パンプトラックさむかわ」の施設の概要と審査基準についての説明を終わります。

(委員長) ただいまの説明に関し、何かご質問等ありますか。

質問等なければ、応募団体に入室していただきます。

応募団体から提出された書類、また、当該書類に基づき行われたプレゼンテーションと質疑応答の内容については、団体の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから、非公開とします。

<寒川町情報公開条例第5条第2号該当>

(委員長) それでは、会議を再開します。事務局から集計結果の報告をお願いします。

(事務局) それでは、「シンコースポーツ寒川アリーナ（寒川総合体育館）及びパンプトラックさむかわ」の集計結果について報告させていただきます。

「シンコースポーツ・静岡ビル保善共同事業体」の総合得点は、1,292点となり、ボーダーラインとしました1,080点を超えております。

報告は以上です。

(委員長) ただいま事務局から報告がありましたとおり、「シンコースポーツ寒川アリーナ（寒川総合体育館）及びパンプトラックさむかわ」につきましては、総合得点が1,292点で、ボーダーラインとした点数を超えておりますので、本委員会といたしましては、「シンコースポーツ・静岡ビル保善共同事業体」を当該施設の指定管理者候補者とする旨を審査結果といたします。よろしいでしょうか。

<委員同意>

(委員長) 審査につきましては、これで終了いたします。

【午前の部②】 田端スポーツ公園

(委員長) それでは、議事を再開いたします。午前中 2 つ目の議題「田端スポーツ公園の指定管理者候補者の選定に係る審査について」ということで、当該施設の候補者選定に関する審査に入りたいと思います。当該施設につきましては、1 団体のみの応募でありました。したがって、先程と同様に規則の第 10 条「この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。」という委任規定に基づきまして、審査方法について決定をしたいと思います。

それでは、事務局より審査方法についての提案をお願いします。

(事務局) それでは、審査方法につきまして、事務局の考えを説明させていただきます。まず、プレゼンテーションの流れにつきましては、先程と同様に、20 分間のプレゼンテーションと 10 分程度の質疑を行い、その後に審査を行うという形でお願ひしたいと思います。審査方法につきましては、「田端スポーツ公園」の審査基準に基づき、お手元にお配りいたしております採点表を用いまして、5 段階評価で採点を行うという方式でお願ひしたいと思います。審査項目は全部で 26 項目ありまして、合計得点は 1 人あたり 200 点満点になります。今回は 1 団体のみの応募となっておりますことから、先程と同様に総合得点にボーダーラインを設け、それを上回ることにより候補者として選定するという方式で審査をお願いできればと考えてございます。委員 8 名の総合得点として、1,600 点を満点とし、ボーダーラインとしては、各項目における標準点の 3 点を獲得したとする 1 人あたりの合計点 120 点、これに委員 8 名を乗じた 960 点をボーダーラインとして設定し、この点数を超えた場合には、候補者として選定するという形をとらせていただければと考えてございます。

事務局からの提案は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

(委員長) ただいまの説明に関し、何かご質問等ありますか。

質問等なければ、応募団体に入室していただきます。

応募団体から提出された書類、また、当該書類に基づき行われたプレゼンテーションと質疑応答の内容については、団体の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから、非公開とします。

<寒川町情報公開条例第 5 条第 2 号該当>

(委員長) それでは、会議を再開します。事務局から集計結果の報告をお願いします。

(事務局) それでは、「田端スポーツ公園」の集計結果について報告させていただきます。

「静岡ビル保善・シンコースポーツ共同事業体」の総合得点は、1,096 点となり、ボーダーラインとしました 960 点を超えております。

報告は以上です。

(委員長) ただいま事務局から報告がありましたとおり、「田端スポーツ公園」につ

きましては、総合得点が 1,096 点で、ボーダーラインとした点数を超えておりますので、本委員会といたしましては、「静岡ビル保善・シンコースポーツ共同事業体」を当該施設の指定管理者候補者とする旨を審査結果といたします。よろしいでしょうか。

<委員同意>

(委員長) 審査につきましては、これで終了いたしますが、その他として何かございますでしょうか。

それでは、午前の部はここで終了いたします。午後の部は 14:00 から再開いたします。お疲れ様でした。

【午後の部】寒川町営プール

(委員長) それでは、午後の部を再開いたします。議題の「寒川町営プールの指定管理者候補者の選定に係る審査について」ということで、当該施設の候補者選定に関する審査に入ります。最初に事務局から、プレゼンテーションと審査の流れについて、説明をお願いします。

(事務局) それでは、プレゼンテーションと審査の流れにつきまして、説明させていただきます。まず、プレゼンテーションにつきましては、先程と同様に、20 分間のプレゼンテーションと 10 分程度の質疑を行います。当該施設につきましては、3 団体の応募がございましたので、プレゼンテーション、質疑まで終了した後に団体の入れ替えを行います。団体の入れ替え時間につきましては、10 分間用意してございますので、委員の皆様にはその間にお手元の採点表へのご記入をお願いいたします。記入後の採点表につきましては、一旦事務局の方で回収させていただきますが、事務局での集計作業後、お手元にお戻しいたしますので、他の団体のプレゼンを聞いて、最終的に評価を変更していただくことも可能でございます。なお、変更する場合には、変更した部分が分かるように見え消しで記入していただき、事務局までその旨をお伝えください。委員の皆様には各団体からのプレゼンを基に、相対的な判断も行っていただければと思います。最後に審査結果の決定についてでございますが、3 団体すべてのプレゼン終了後に、事務局による最終集計を行います。審査項目は全部で 21 項目ありまして、合計得点は 1 人あたり 165 点満点になります。総合得点としましては、委員が 8 名おりますので 1,320 点満点となり、この総合得点で順位付けを行い、最上位となった団体を当委員会の審査結果として町長に報告したいと考えてございます。事務局からは以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

(委員長) ただいまの説明に関し、何かご質問等ありますか。
質問等なければ、応募団体に入室していただきます。

応募団体から提出された書類、また、当該書類に基づき行われたプレゼンテーションと質疑応答の内容については、団体の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから、非公開とします。

<寒川町情報公開条例第 5 条第 2 号該当>

(委員長) それでは、会議を再開します。事務局から集計結果の報告をお願いしま

す。

(事務局) それでは、寒川町営プールの総合得点について、上位から順に応募者名と総合得点について報告いたします。

第1位.....ハヤシグループ.....(1,021 点)

第2位.....シンコースポーツ・静岡ビル保善共同事業体.....(960 点)

第3位.....(団体名).....(790 点)

／1,320点満点

報告は以上です。

(委員長) ただいま事務局から報告がありましたとおり、「寒川町営プール」につきましては、総合得点が1,021点で第1位の「ハヤシグループ」を、当委員会の審査結果といたします。よろしいでしょうか。

<委員同意>

(委員長) 審査につきましては、これで終了いたします。

(2) その他

(委員長) 本日の議事につきましては、以上となりますが、委員の皆さんから何かございますか。

(委員) 今回、指定管理者を選定するにあたって、就業規則を付けて頂いているのですが、直接的な審査項目の中に、就業規則に関するものがない。モニタリング評価については、労働法順守というものがあつたのですが、今回はその項目が無かつたので、指摘しようか迷う部分もありました。以前のモニタリング評価における指摘事項も踏まえた評価も行いたいので、項目の検討をお願いしたい。

また、正規職員だけでなく、非正規職員の方も雇用するのであれば、適切な労務管理がなされているかの確認を行うために、資料として提出いただきたい。労務監査ではないので、全ての書類をということではないが、実際の勤務に関わる職員の分については、就業規則と労働契約書の提出をしていただきたいです。

(委員) 以前、他自治体の指定管理者選定に関わったときに、スケジュール等の問題もあると思うが、現地視察というのを行ったことがあります。今回、新規施設の町営プールがあつたので、実際の施設について、現場で説明を受けることによって、審査の時のイメージに繋げることもできるのかなと思いました。全ての施設でというのも大変なので、幾つかの施設について実施を検討いただけると助かります。

それと、審査項目、倍率等について、行政の視点と外部委員の視点の複数で確認しても良いのかなと思いました。より確かな指定管理者選定になるのかなと思いました。

(委員) 財務の視点で言うと、直接的に反映する項目が無い。他自治体では、指定管理業務に耐えられる財務体質か、という審査項目を入れているところもあります。審査項目について検討いただきたい。

(委員長) ありがとうございます。今後の制度に関する貴重なご意見、ご提案を頂きましたので、事務局においては、しっかりと検討を行い、より良い制度になるよう見直しを行ってください。

それでは、事務局から何かあればお願いします。

(事務局) 事務局より、2点ご報告させていただきます。

まず、1点目でございますが、本日審査をしていただきました3施設の指定管理者の指定に関する今後のスケジュールについて、でございます。本日、「シンコ

	ースポーツ寒川アリーナ（寒川総合体育館）及びパンプトラックさむかわ」の指定管理者候補者として「シンコースポーツ・静岡ビル保善共同事業体」を、「田端スポーツ公園」の指定管理者候補者として「静岡ビル保善・シンコースポーツ共同事業体」を、「寒川町営プール」の指定管理者候補者として「ハヤシグループ」を選定する旨の審査結果を頂きましたので、この結果を町長宛に答申させていただきます。その後、町議会 12 月定例会に議案として上程いたしまして、その議決をもって、指定管理者として指定する予定でございます。議会において指定の議決を頂きましたら、令和 3 年 4 月より、管理業務をスタートさせるというスケジュールでございます。指定管理者制度導入施設につきましては、毎年度 9 月にモニタリング、年明けの 2 月に総括評価を実施することで、公の施設の適正な指定管理業務の執行を担保してまいります。 次に、2 点目でございますが、次回の本委員会の日程について、でございます。次回の本委員会につきましては、例年実施してございます年度末の総括評価の確認のために開催を予定してございます。詳細な日程につきましては、時期が近づきましたらご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。 事務局からは、以上でございます。 ○閉会
配付資料	資料：応募団体の申請書類（非公開）
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	委員長 畑村 正樹 （令和 2 年 10 月 30 日確定）